

# 7 瀬戸内海環境保全対策

## 7.2 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策

### (1) 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

瀬戸内海の環境保全対策については、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく各種の施策を講じており、その概要は次のとおりである。

#### 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

（瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48.10.2公布、48.11.2施行）  
瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和53.6.13公布、54.6.12施行）  
瀬戸内海環境保全特別措置法 最新改正（令和3.6.9公布、4.4.1施行）

○瀬戸内海は、古来よりすぐれた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であるという恵まれた自然条件を有している。しかし、その周辺に産業や人口が集中した昭和40年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景に、水質保全対策等を強力に推進することが要請された。このため、昭和48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに、平成27年の改正では、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされ、令和4年の改正では、気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正、栄養塩類管理制度の創設がなされた。

### (1) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（法第3～4条）

政府は瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定し、関係府県知事は第二条の二の基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき府県計画を定めることとされている。これまで、昭和53年に基本計画が策定され、平成27年に変更された。また、昭和56年に定められた府県計画は、平成28年に変更されている。

### (2) 特定施設の設置及び変更の許可制度（法第5～10条）

特定施設を設置しようとする者は、府県知事又は政令市長の許可を受けなければならないこととされている。

### (3) 指定物質に係る削減指導（法12条の3）

富栄養化による生活環境に被害を生じるおそれがあるものとして政令で定める物質について、汚濁負荷の削減を図っている。

### (4) 生物多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理（法12条の6～12）

栄養塩類管理制度を創設し、関係府県知事が策定する計画（栄養塩類管理計画）に基づき、特定の海域への栄養塩類供給を可能としている。

### (5) 自然海浜保全対策（法第12条の13、14）

府県が条例に基づき自然海浜保全地区を指定することとされている。（平成29年12月末現在91地区）

### (6) 埋立てについての特別の配慮（法13条）

公有水面の埋立ての免許について、府県知事は、第2条の2第1項の瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならないものとされている。

### (7) その他

- ① 下水道及び廃棄物の処理施設の整備等（法第14条）
- ② 海難等による油の排出の防止等（法第17条）
- ③ 環境保全技術開発等の促進（法第18条）
- ④ 赤潮等による漁業被害者の救済（法第19条）

注）瀬戸内海関係府県：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県（2府11県）

# 7 瀬戸内海の環境保全対策

## 「瀬戸内海環境保全基本計画」の概要

○根拠法令 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

（法律条文） 第 3 条 政府は、前条の基本理念にのっとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

○基本計画

昭和53. 4. 21閣議決定、 同年 5. 1 総理府告示第 11 号  
平成 6. 7. 5 一部変更閣議決定、 同年 7. 15 総理府告示第 24 号  
平成12. 12. 19全部変更閣議決定、 同年 12. 27 総理府告示第 71 号  
平成27. 2. 27全部変更閣議決定、 同年 3. 16 環境省告示第 30 号  
令和 4. 2. 25 閣議決定・公表

計画の性格：この計画は、国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。

計画の期間：この計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定時から概ね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

### I. 計画の目標

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- 3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応
- 4 気候変動等への対応

### II. 基本的な施策

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
  - (1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
  - (2) 下水道等の整備の促進等
  - (3) 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
  - (4) 油等による汚染の防止
  - (5) 栄養塩類の管理等
  - (6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
  - (1) 自然海浜等の保全等
  - (2) 海砂利の採取の抑制
  - (3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
  - (4) エコツーリズム等の推進
  - (5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
  - (6) 島しょ部の環境の保全
- 3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
  - (1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
  - (2) プラスチックごみ対策の推進
  - (3) 循環経済への移行
- 4 気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
  - (1) 監視測定の充実、調査研究等の推進
  - (2) 技術開発の促進等
  - (3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価
- 5 基盤的施策の着実な実施
  - (1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
  - (2) 情報提供、広報の充実
  - (3) 環境教育・環境学習の推進
  - (4) 国内外の閉鎖性海域との連携
  - (5) 国の援助措置

### III. 計画の点検

- ・水質及び底質の状態を示す項目、水温等のほか、指標等を用いた状況の把握
- ・具体的な事業や取組事例の把握や、そのアウトカムまでも含めたベストプラクティスの共有

## 7 瀬戸内海環境保全対策

### (2) 府県計画の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条の規定により、瀬戸内海関係13府県知事は、昭和53年4月に策定された瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月変更）に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について昭和56年7月に府県計画を策定した。

その後、昭和62年12月、平成4年6月、平成9年9月、平成14年7月、平成20年5月及び平成28年に一部変更された。

瀬戸内海関係13府県それぞれの瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数と全市町村に対する割合は、表7-2(1)のとおりである。また、湾・灘別の環境保全特別措置法対象市町村数は表7-2(2)のとおりである。

表7-2 (1) 瀬戸内海関係13府県の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

府 県 名	全市町村数 (A)	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数				全市町村に 対する割合 (B/A)
		市	町	村	計(B)	
京 都 府	26	10	7	1	18	69%
大 阪 府	43	33	9	1	43	100%
兵 庫 県	41	27	10	0	37	90%
奈 良 県	39	12	15	6	33	85%
和 歌 山 県	30	6	9	0	15	50%
岡 山 県	27	15	10	2	27	100%
広 島 県	23	13	9	0	22	96%
山 口 県	19	12	5	0	17	89%
徳 島 県	24	8	13	1	22	92%
香 川 県	17	8	9	0	17	100%
愛 媛 県	20	11	6	0	17	85%
福 岡 県	60	3	6	1	10	17%
大 分 県	18	14	3	1	18	100%
計	387	172	111	13	296	76%

出典：各府県調べ（令和6年12月現在）

表7-2 (2) 湾・灘別の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

湾・灘名	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数			
	市	町	村	計
紀伊水道	22	26	5	53
大阪湾	68	30	4	102
播磨灘	35	21	2	58
備讃瀬戸	18	12	0	30
備後灘	6	2	0	8
燧灘	10	2	0	12
安芸灘	4	1	0	5
広島湾	11	8	0	19
伊予灘	16	8	0	24
周防灘	23	10	2	35
豊後水道	6	2	0	8
響灘	2	0	0	2
計	221	122	13	356

注）湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典：各府県調べ（令和6年12月現在）

## 7 瀬戸内海の環境保全対策

### (3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係 13 府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 5 条及び第 8 条の規定に基づき特定施設の設置等について許可制が採られており、表 7-3 にあるように令和 4 年度は設置の許可 203 件、変更の許可 369 件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表 7-4 に、排出水量の規模別内訳を表 7-5 に示す。

**表 7-3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数**

(令和 4 年度)

府県 政令市	第 5 条 第 1 項 の許可	第 8 条 第 1 項 の許可	第 11 条の措置命令			第 7 条 第 2 項 の届出	第 8 条 第 4 項 の届出	第 9 条 の届出	第 10 条 第 3 項 の届出
			第 5 条 に係る もの	第 8 条 に係る もの	計				
京 都 府	1	4					2	17	
大 阪 府	6	13					1	31	3
兵 庫 県	15	42					10	70	7
奈 良 県	1	2						11	
和 歌 山 県	4	5						11	1
岡 山 県	20	19					4	30	5
広 島 県	15	20					1	43	3
山 口 県	12	37					1	53	5
徳 島 県	17	21						19	2
香 川 県	11	19					4	36	2
愛 媛 県	10	19						14	
福 岡 県	2	6						6	
大 分 県	11	4						27	3
府 県 計	125	211					23	368	31
京 都 市								2	
大 阪 市		4						7	1
堺 市		7						26	1
豊 中 市	4								
吹 田 市	2	1						2	
高 槻 市	5	4						2	1
枚 方 市	4	1							
八 尾 市									
寝 屋 川 市									
東 大 阪 市								4	
神 戸 市	4	6						11	
姫 路 市	4	10						20	
尼 崎 市	4	8						7	
明 石 市	1	5						9	
西 宮 市		1						2	1
奈 良 市	1	1						4	
和 歌 山 市	3	3						6	
岡 山 市	3	5					2	17	1
倉 敷 市	10	30					1	44	2
広 島 市		5						5	
呉 市	1	4						4	
福 山 市	1	4						1	1
下 関 市	3	10					1	10	1
徳 島 市	3	9						7	
高 松 市		1						7	
松 山 市	3	13					2	15	
北 九 州 市	9	10				1		41	2
大 分 市	13	16						19	1
政 令 市 計	78	158				1	6	272	12
合 計	203	369				1	29	640	43

- 注) 1. 第 5 条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。  
 2. 第 8 条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。  
 3. 第 7 条第 2 項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。  
 4. 第 8 条第 4 項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。  
 5. 第 9 条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。  
 6. 第 10 条第 3 項の届出とは、「承継」の届出である。

出典：「令和 4 年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和 6 年 1 月）

# 7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-4 特定事業場の府県別規模別内訳

(令和 5 年 3 月末現在)

規模別 府県 政令市別	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数					瀬戸内海法上の特定事業場							
	特定事業場 総 数	有害物質貯蔵指定事業場				有害物質貯蔵指定事業場 総 数	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	内 訳					
		① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の事業場 数	② うち有害物質使用特定 事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の事業場 数	④ うち有害物質使用特定 事業場 (地下浸透分)			⑤ 第 5 条第 3 項有害物質使用特定事 業場	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の事業場 数	② うち有害物質使用特定 事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の事業場 数	④ うち有害物質使用特定 事業場
京 都	3,710	209	16	3,500	157	1	49	3	90	77	18	13	2
大 阪	1,494	80		1,341	173	73	71	8	152	142	20	10	1
兵 庫	6,792	491	93	6,298	424	3	74	10	259	233	59	26	6
奈 良	2,814	211	9	2,603	134		13		216	208	19	8	2
和 歌 山	2,942	308	16	2,634	103		18	2	70	66	13	4	
岡 山	2,742	151		2,576	95	15	43	2	191	175	35	16	2
広 島	3,741	289	5	3,449	98	3	34	7	216	190	25	26	5
山 口	3,361	201	3	3,111	77	49	66	6	217	217	60		
徳 島	3,518	113		3,398	35	7	25	3	169	155	19	14	
香 川	2,257	99		2,153	50	5	28	3	173	150	13	23	2
愛 媛	3,138	154	1	2,972	56	12	34	6	189	183	32	6	
福 岡	3,700	612	48	3,037	70	51	54	5	43	38	3	5	
大 分	4,291	246	5	4,029	39	16	15	2	172	169	11	3	1
府 県 計	44,500	3,164	196	41,101	1,511	235	524	57	2,157	2,003	327	154	21
京 都	937	7		809	69	121	23	4	18	16	2	2	
大 阪	650	12		63	32	575	74	17	12	12	6		
堺	299	16		256	62	27	43	9	56	55	21	1	
岸 田	193	6		179	38	8	6	1					
豊 中	85	2		68	21	15	10	1					
吹 田	87	2		58	11	27	10	1	7	6		1	
高 槻	109	1		102	16	6	5		8	7	3	1	
枚 方	245	34	13	210	24	1	6		12	12	4		
茨 木	121	1		109	42	11	4						
八 尾	256	4		229	47	23	6	3	2	2	1		
寝 屋 川	127			118	20	9	2	1	1	1			
東 大 阪	166	2		86	9	78	7	2	6	6			
神 戸	954	38		865	250	51	53	8	45	43	11	2	
姫 路	314	34		267	21	13	22	3	56	51	11	5	1
尼 崎	119	5		56	7	58	35	6	18	15	9	3	2
明 石	48	7		33		8	8		13	13	2		
西 宮	154	3		151	30		4	2	10	8	1	2	1
加 古 川	214	9		203	9	2	9	1					
宝 塚	111			111	4		1						
奈 良	302	16		282	16	4	2		23	20	2	3	
和 歌 山	725	60	4	655	26	10	14	3	72	68	8	4	
岡 山	910	49		845	47	16	21	4	75	70	16	5	
倉 敷	583	16		564	35	3	27	2	95	92	26	3	
広 島	945	30		875	56	40	31		32	28	7	4	
呉	586	27		557	38	2	2		13	12	3	1	1
福 山	686	22		658	60	6	12	1	45	38	6	7	
下 関	589	26		563	3		6		36	34	10	2	
徳 島	677	57		613	15	7	8		49	45	8	4	1
高 松	1,036	26		1,000	44	10	9		39	34	5	5	1
松 山	619	25		585	36	9	5		65	61	8	4	1
北 九 州	256	8		156	17	92	59	8	45	45	23		
大 分	879	47		827	44	5	22	1	48	46	17	2	1
政 令 市 計	13,982	592	17	12,153	1,149	1,237	546	78	901	840	210	61	9
合 計	58,482	3,756	213	53,254	2,660	1,472	1,070	135	3,058	2,843	537	215	30

注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

出典：「令和 4 年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和 6 年 1 月)

# 7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-5 特定事業場の排水水量規模別内訳

(令和5年3月末現在)

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排水水量規模				水質汚濁防止法第5条第3項(②、④)以外の有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場(うち有害物質貯蔵指定施設のみ)	
		① 1日当たりの平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の事業場数	② うち有害物質使用特定事業場	③ 1日当たりの平均排水量50m <sup>3</sup> 未満の事業場数	④ うち有害物質使用特定事業場			
令和5年3月末現在(A)		254,814 (5)	29,910	3,494 (2)	221,153	10,257 (3)	3,751	3,917 (469)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	251,756 (5)	27,067	2,957 (2)	220,938	10,227 (3)	3,751	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,058	2,843	537	215	30		
令和4年3月末現在(B)		256,209 (5)	30,018	3,472 (2)	222,316	10,193 (3)	3,875	3,962 (456)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	253,164 (5)	27,197	2,945 (2)	222,092	10,164 (3)	3,875	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,045	2,821	527	224	29		
対前年比(A/B)		(99%)	(100%)	(101%)	(99%)	(101%)	(97%)	(99%)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(101%)	(97%)	
	瀬戸内海法上の特定事業場	(100%)	(101%)	(102%)	(96%)	(103%)		

- 注) 1. 水質汚濁防止法上の特定事業場数は全国を対象としている。  
 2. ( %)内の数値は全特定事業場に対する構成比である。  
 3. 数字下の( )内の数値は特定地下浸透水の浸透に係わるもので内数である。  
 4. 水質汚濁防止法第5条3項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年6月から新たに規制対象に追加。  
 5. 有害物質貯蔵指定施設のみ事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

出典：「令和4年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和6年1月)

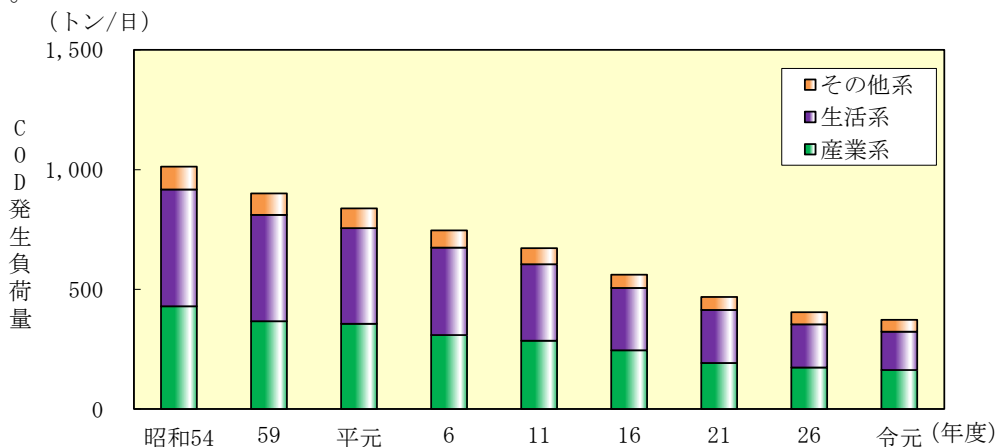
# 7 瀬戸内海の環境保全対策

## (4) 発生負荷量の推移

瀬戸内海における化学的酸素要求量（COD）の発生負荷量は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制が導入された昭和54年度以降減少している。

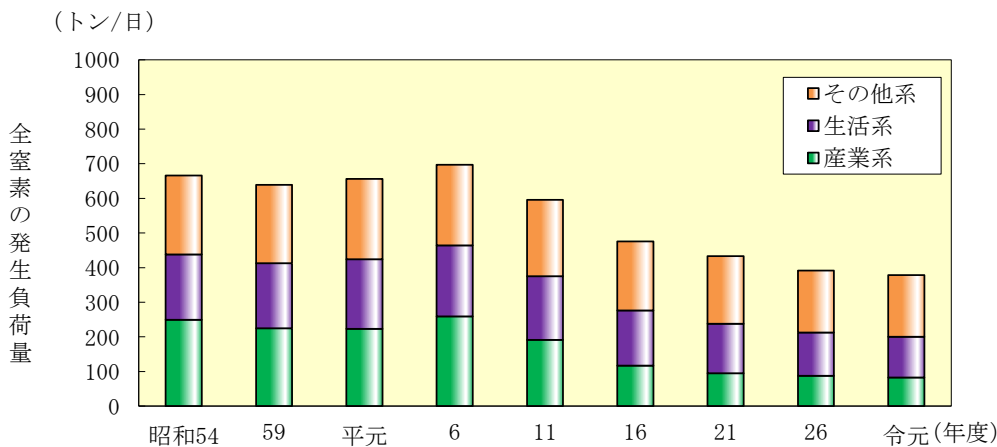
瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移を図7-5に示す。

また、全りんについては昭和54年から、全窒素については平成8年から削減指導が行われ、平成13年から水質汚濁防止法に基づく総量削減が導入されている。窒素及びりんの発生負荷量の推移を図7-6、7-7に示す。



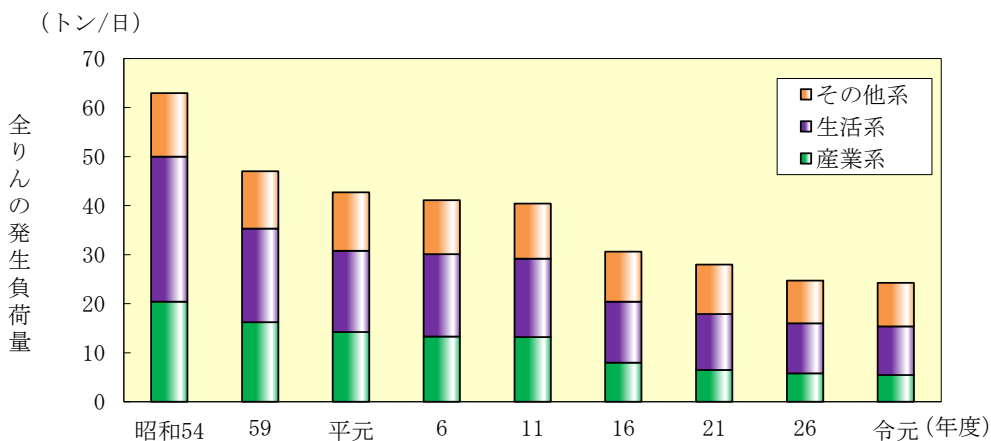
出典：発生負荷量等算定調査（環境省）をもとに作成

図7-5 瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移



出典：発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図7-6 瀬戸内海における全窒素発生負荷量の推移



出典：発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図7-7 瀬戸内海における全りん発生負荷量の推移

## 7 瀬戸内海的环境保全対策

### (5) 自然海浜保全地区制度

瀬戸内海においては、各種の開発等により自然海浜が著しく減少したことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが重要な課題である。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

- ① 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
- ② 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

に該当する区域について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。

自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

これを受けて関係府県のうち11府県において条例が制定され、令和6年12月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定されている。保全地区の位置を図7-8に示す。

表 7-6 自然海浜保全地区内における行為の届出・通知件数（行為の種類別）

府 県 名	行 為 の 種 類						備 考
	工作物の 新 築	土地の形 の 変 更	鉱物の掘採	土石の採取	その他	計	
大 阪	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
兵 庫	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
和 歌 山	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
岡 山	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
広 島	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
山 口	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
徳 島	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
香 川	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
愛 媛	2	0	0	0	0	2	勧告・助言なし
福 岡	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
大 分	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
計	2	0	0	0	0	2	

注) 令和6年1月～令和6年12月末まで  
出典：環境省調べ

### 我が国における海洋保護区の設定のあり方（第8回総合海洋政策本部会合了承）

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成20年3月閣議決定）においても、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進することとされている。我が国の海洋保護区は「生物多様性保全戦略」において以下のとおり定義されている。

『海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域』

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区についても我が国における海洋保護区の一つとして整理されている。

# 7 瀬戸内海的环境保全対策

表 7-7 自然海浜保全地区の指定状況

府県名	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県
事例名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全条例	山口県自然海浜保全地区条例
公布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日
施行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日
指定年月日及び地区名	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安乎 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北木島楠 ・北木島西の浦 ・西脇 ・宝伝 ・銚島 昭和58年3月22日 ・沙美東 昭和59年3月27日 ・唐琴の浦	昭和55年8月1日 ・阿多田島長浦 ・佐木大野浦 ・七浦 昭和56年3月31日 ・干汐 ・大串 昭和56年9月22日 ・長浜 ・横山 昭和57年3月31日 ・大柿長浜 ・梶ノ鼻 ・高根 昭和58年3月31日 ・百島 ・大附 ・中小島 ・箱崎 ・グイビ 昭和59年3月31日 ・柄鎌瀬戸 昭和62年3月31日 ・恋が浜 平成2年3月31日 ・大浦崎 平成3年3月31日 ・須之浦	昭和58年3月15日 ・長浦 ・白浜 ・安岡 昭和58年7月5日 ・室津 ・小串 ・ならび松 ・犬嶋 昭和60年3月29日 ・刈尾
計	2	3	—	8	19	8
府県名	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	
事例名	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例	
公布	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日	
施行	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日	
指定年月日及び地区名	地区指定なし	昭和57年1月21日 ・小浦 ・鎌野 ・高尻 昭和57年10月1日 ・竹居 昭和58年3月29日 ・大浜 ・鴨ノ越 昭和59年3月30日 ・小浜 ・古江 ・遠手浜 昭和59年11月13日 ・小部 ・鹿島 ・甲崎東 昭和60年5月28日 ・田井 ・千軒 昭和61年3月28日 ・仁老浜 昭和61年10月31日 ・松尾 平成元年3月31日 ・青木 平成2年3月20日 ・名部戸 平成2年11月6日 ・尾子 ・柚ヶ浜 平成4年3月27日 ・羽立 平成4年12月4日 ・室浜 平成5年11月24日 ・吉野崎	昭和56年4月14日 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机須賀の森海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 昭和57年6月8日 ・盛五反田海岸 ・宗方海岸 ・肥海篠浜潮干狩場 ・高野川海岸 ・横ハエ海岸 ・田の浜海岸 昭和58年4月26日 ・余木崎海岸 ・戸坂海岸 ・出走海岸 ・灘町海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・宮之串海岸 ・岩松川河口 ・元越海岸 昭和59年8月7日 ・沖浦海岸 ・塩成海岸	昭和57年3月6日 ・喜多久 ・三毛門 昭和62年12月24日 ・松江浦	昭和57年8月3日 ・富来浦 ・中越	
計	—	23	23	3	2	

出典：環境省調べ（令和6年12月末現在）

